

別紙 2

バラ交流館の責任分担

項 目	市	指定管理者
建 物	1. 基礎部分、軸部、屋根等の修理、塗装 2. 床、天井、壁等外壁の造作の修理、塗装 3. その他、本体の修理 4. 事故・災害等による施設等の修繕	1. 付属品の修理 2. 1 件の金額 5 万円未満の本体の修理等
付帯設備	1. 電気設備、ガス設備、冷房設備、給排水設備、衛生設備、厨房設備、その他法令により設備の取替え改造等	1. 設備の保守点検経費 2. 部品の取替 3. その他設備低下回復の修理
什器備品、展示品	1. 建物、構築物、付帯設備等の一部を改造し、設置する備品	1. 什器備品の管理に要する修理
その他	1. 施設の火災保険の加入	
	2. 施設利用者の被災に対する責任は事案により協議	

※指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入し、修繕等を行う。